

愛知県における土砂等の埋立て等に関する規制のあり方について（骨子案）

現状及び目指すべき方向性

<現状>

土砂等の埋立て等の行為については、県内 17 市町において条例を有しているが、県全体での統一的な規制はない。

また、土砂等の搬出については、土壤汚染対策法に基づく規制があるが、土砂等の搬入については、規制はない。

⇒ 土砂等の崩落等が発生した場合、土砂等が飛散・流出し、生活環境に影響を及ぼすおそれがある。

<目指すべき方向性>

埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準を定め、かつ、土砂等の崩落等による飛散・流出等を防止するための規制を行う必要がある。



制度の体系

規制の方針

環境上の基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止

土砂等の埋立て等の許可制

○ 許可対象

・一定規模（面積及び高さ）の土地を対象
※適用除外の設定

○ 許可基準

・欠格要件
・構造上の基準（土砂等の堆積の形状等）
・生活環境の保全上必要な措置

許可後（土砂等の搬入開始）

- 土砂等の搬入時・・・搬入の報告 等
- 埋立て等完了までの管理・・・管理記録、標識の掲示 等
- 埋立て等の完了時・・・完了の報告 等

・確認
・検査

その他

・罰則等